

株式会社新潟建築確認検査機構 適合証明業務約款

申請者（以下「甲」という）及び株式会社新潟建築確認検査機構（以下「乙」という）は、独立行政法人住宅金融支援機構法、建築基準法並びに、これに基づく法令等を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ）及び「株式会社新潟建築確認検査機構適合証明業務規程」（以下「業務規程」という）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という）を履行する。

（甲の責務）

- 第1条 甲は、業務規程に従い、申請書ならびに適合証明審査に必要な図書を乙に提出しなければならない。
- 2 甲は、乙が提出された書類のみでは適合証明審査を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の適合証明審査の遂行に必要な範囲内において、業務の対象（以下「対象建築物」という）の計画、施工方法その他必要な情報の追加書類を双方合意の上定めた期日まで遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 3 甲は、業務規程に基づき算定された額の料金を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
 - 4 甲は、乙の適合証明審査において、対象建築物の計画に関し乙がなした申請書類の指摘に対し、双方合意の上定めた期日まで速やかに依頼図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

（乙の責務）

- 第2条 乙は、協定書並びに法及びこれに基づく命令によるほか業務規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、適合証明審査業務を行わなければならない。
- 2 乙は、第3条に規定する業務期日までに設計検査に関する通知書、中間検査に関する通知書、竣工検査に関する通知書・適合証明書又は、中古住宅適合証明書（以下「適合証明書等」という）を交付し、又は適合証明書等を交付できない旨を通知しなければならない。
 - 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

- 第3条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。
- (1) 設計検査 業務引受日から14日を経過した日（ただし、階数4以上の共同住宅等は28日を経過した日）とする。
 - (2) 中間検査・竣工検査・中古住宅物件調査 工事完了予定日、現場検査適合日、現地調査適合日又は、建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項に規定する検査済証の交付があった日のいずれか遅い日から7日を経過した日。
- 2 乙は、甲が第1条及び第6条第1項に定める責務を怠った時、その他不可抗力により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、業務期日の延期をすることができる。
 - 3 甲が、乙にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。
 - 4 第2項及び第3項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

（料金の支払期日）

- 第4条 甲の支払期日は、業務引受日から7営業日又は、適合証明書等の交付があった日の前営業日のいずれか早い日とする。
- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。
 - 3 甲が、第1項の支払期日までに支払わない場合には、乙は、適合証を交付しない。この場合において、乙が当該適合証明書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

（料金の支払方法）

- 第5条 甲は、業務規程に基づく料金を、前条の支払期日までに、現金又は乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。

- 2 前項の納入に要する費用は甲の負担とする。
- 3 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、適合証明業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって依頼を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の10倍までとする。
- 5 第2項の契約解除（依頼の取り下げ）のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。甲は、既に支払った料金が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第4条第1項に定める支払期日までに支払わない場合
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に適合証を交付することができないとき
- 2 前項の契約解除のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を当該審査料金の10を乗じた額までとする。

(乙の免責)

第8条 乙は、適合証明審査を実施することにより、甲の依頼に係る建築物が建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

- 2 乙は、適合証明審査を実施することにより、甲の依頼に係る建築物に瑕疵がないことを保証しない。
- 3 乙は、甲が提出した申請書等に虚偽があることその他に事由により、適切な適合証明審査業務を行うことができなかつた場合は、当該適合証明審査の結果に責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第9条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

(別途協議)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は令和4年2月1日より施行する。